別表第１（第 22 条関係）

任用の日から起算した継続勤務時間	６カ月	１年６カ月	２年６カ月	３年６カ月	４年６カ月	５年６カ月	６年６カ月以上
日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

別表第２（第 22 条関係）

１週間の勤務日の日数		４日	３日	２日	１日
１年間の勤務日の日数		169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
任用の日から起算した継続勤務期間	６月	７日	５日	３日	１日
	１年６月	８日	６日	４日	２日
	２年６月	９日	６日	４日	２日
	３年６月	10 日	８日	５日	２日
	４年６月	12 日	９日	６日	３日
	５年６月	13 日	10 日	６日	３日
	６年６月以上	15 日	11 日	７日	３日

別表第３（第 23 条関係）

事由	期間
１　裁判員、証人、鑑定人又は参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会又は他の官公署への出頭	必要と認められる期間
２　選挙権その他の公民としての権利の行使	同上
３　風水震火災その他非常災害による臨時職員の現住居の滅失又は破壊	７日の範囲内
４　風水震火災その他非常災害による交通遮断	必要と認められる期間
５　臨時職員（６月以上の任期が定められている者又は６月以上継続勤務している者に限る。）の親族（別表第５）が死亡した場合	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数
６　妊娠中の女性臨時職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	当該女性臨時職員が適宜休息し、又は捕食するために必要な時間

7　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）により交通を制限され又は遮断された場合	必要と認められる期間
8　夏期における臨時職員の保養及び家庭生活の充実	7月1日から9月30日までの間において3日を超えない範囲内
9　臨時職員の結婚	連続する5日の範囲内

別表第4（第23条関係）

事由	期間
1　6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産予定である女性臨時職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
2　女性臨時職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合においては医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）
3　生後1年に達しない子を育てる臨時職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
4　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する臨時職員（1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であって、6月以上継続勤務している者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその者に予防接種や健康診断を受けさせることをいう。）のため、臨時職員が勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲
5　要介護者の介護又は要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため、臨時職員（1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であって、6月以上継続勤務	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲

している者）が勤務しないことが相当であると認められる場合	
6　女性臨時職員が生理日の就業が著しく困難な場合	必要と認められる期間
7　女性臨時職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合	同上
8　臨時職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	同上
9　臨時職員（6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者（週以外の期間のよって勤務日が定められている者で 1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のために療養する必要がある場合	1 の年度において別表第 6 の定める期間
10　骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血管細胞の提供希望として提供希望者として登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合の当該申出又は提供に伴う検査、入院等	必要と認められる期間
11　妊娠中又は出産後 1 年以内の女性臨時職員が母子保健法第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条第 1 項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から分べんまでは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回とし、その都度必要と認められる時間
12　妊娠中の女性臨時職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

別表第 5

親族	日数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）　父母	7 日

子	５日
祖父母	３日（臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
孫	１日
兄弟姉妹	３日
おじ又はおば	１日（臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、７日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	３日（臨時職員と生計を一にしていた場合は７日）
子の配偶者又は配偶者の子	１日（臨時職員と生計を一にしていた場合は５日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	１日（臨時職員と生計を一にしていた場合は３日）
おじ又はおばの配偶者	１日

別表第６

１週間の勤務日の日数	５日以上	４日	３日	２日	１日
１年間の勤務日の日数	217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
日数	10 日	７日	５日	３日	１日

備考　この表の「５日以上」には、１週間の勤務日が４日以下で１週間の勤務時間が29 時間以上を含むものとする。